

喜多方労働基準監督署発表
令和8年7月16日(木)

【照会先】
喜多方労働基準監督署
監督・安衛課長 大島 彰議
(電話) 0241 (22) 4211

報道関係者各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～車両系建設機械の移送の際に十分な強度を有する道板を用いなかった疑い～

喜多方労働基準監督署(署長 馬場正博)は、本日、五十嵐建設株式会社と同社現場代理人を、労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁会津若松支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和8年3月18日、喜多方市熊倉町の農道において、車両系建設機械を移送するため、作業員が道板を使用してトラックの荷台へ車両系建設機械を自走により積み込む作業を行う際、十分な強度を有する道板を用いなかった疑い。

1 被疑者

(1) 五十嵐建設株式会社

所在地：福島県南会津郡下郷町大字高隲

事業内容：建設工事業

(2) 現場代理人A

2 違反条文

被疑者五十嵐建設株式会社、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

同法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第161条第2号(車両系建設機械の移送)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第45条第3項(労働安全衛生法の適用に関する特例等)

3 災害の概要

令和8年3月18日、喜多方市熊倉町の農道において、被疑者五十嵐建設株式会社が会社Bから派遣されていた作業員Cに、道板(最大積載量0.5トン)を使用して、自走によりトラックの荷台への車両系建設機械(重量約1.7トン)の積込作業を行わせていたところ、車両系建設機械が道板上を走行中、道板が下向きに折れ曲がり、そのはずみで車両系建設機械が横転したため、車両系建設機械を運転していたCが車外に投げ出され、倒れてきた車両系建設機械のヘッドガードの縁とアスファルト舗装路面との間に右手をはさまれるという労働災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、道板を使用して車両系建設機械の移送作業を行う場合、十分な強度を有する道板を用いなければならないことなどが規定されていますが、災害発生当時、使用していた道板の強度が十分ではなかった疑いがあるものです。

○労働安全衛生法

（事業者の講ずべき措置等）

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

二～三 ……（略）……

（罰則）

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

一 ……、第20条から第25条まで、……の規定に違反した者

二～四 ……（略）……

（両罰規定）

第122条 法人の……使用人その他の従業者……が、その法人……の業務に関して、……第119条……の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人……に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

（車両系建設機械の移送）

第161条 事業者は、車両系建設機械を移送するため自走……により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板……を使用するときは、当該車両系建設機械の転倒……による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

一 ……（略）……

二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。

三 ……（略）……

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）

（労働安全衛生法の適用に関する特例等）

第45条 1～2 ……（略）……

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法……第20条から第27条まで、……の規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、……。

4～17 ……（略）……

【災害発生図】

